

## 入札説明書に関する質問【2回目】に対する回答書

| 番号 | 質問箇所   |                  | 質問内容   | 回答   |
|----|--------|------------------|--|--|
| 1  | (ページ)  | 9                | 「電気に関する経費～は、本組合が負担」とありますが、運営期間中において、運営事業者が要求水準に基づいて適切に運転を行う中で、基本料金、従量料金双方について組合様にてご負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。  | お見込のとおりです。   |
|    | (項目番号) | 添付資料 6 1.3)      |  |  |
|    | (項目名)  | 運営業務             |  |  |
| 2  | (ページ)  | 9                | 「運営業務期間に渡り、原則、平準化した一定の当該委託料を支払う。」とありますが、要求水準書【運営業務編】17頁第2節3.には「補修・更新費の平準化について配慮すること。」とあります。組合様の支払う委託料の固定費相当分については、完全に平準化するのか、もしくは平準化に配慮したレベルで計画すればよいのかご教示ください。   | 「平準化に配慮したレベル」で提案された各年度の固定費を本組合が毎月均等に支払うため、運営業務期間に渡り、原則、平準化します。 |
|    | (項目番号) | 添付資料 6 1.3) (3)① |  |  |
|    | (項目名)  | 固定費の平準化          |  |  |
| 3  | (ページ)  | 12               | 入札説明書に関する質問に対する回答書【1回目】の質問番号7において、「入札価格における事業費算定では「物価変動は考慮しないこと」としてしています。」との回答を頂きました。事業費の算定において物価変動は考慮しませんが、運営期間中の委託料の改定に用いる絶対値は、事例として記載されている1.5%を上限として想定すればよろしいでしょうか。   | 事例として記載されている1.5%を想定していますが、詳細については本組合と協議により定めま                  |
|    | (項目番号) | 添付資料 7 1.2)      |  |  |
|    | (項目名)  | 改定率の絶対値          |  |  |
| 4  | (ページ)  | 17               | 貢献額の対象範囲について、入札説明書に関する質問に対する回答書【1回目】の質問番号42において、「貢献額の対象となる管内業者は～1次下請までであるとの理解で宜しいでしょうか。」のご質問に対し、「お見込みのとおりです。」とあります。しかし、入札説明書添付資料9の2.1)では、「管内業者への発注が階層構造の場合、入札参加者が提案可能な範囲における管内業者への発注額を対象とする。」とあります。正しくは、入札説明書 添付資料9の2.1)のとおりであると理解してよろしいでしょうか。 | 「階層構造の場合」の範囲を「～1次下請まで」としてしています。                                |
|    | (項目番号) | 添付資料 9 2         |  |  |
|    | (項目名)  | 貢献額の対象範囲         |  |  |

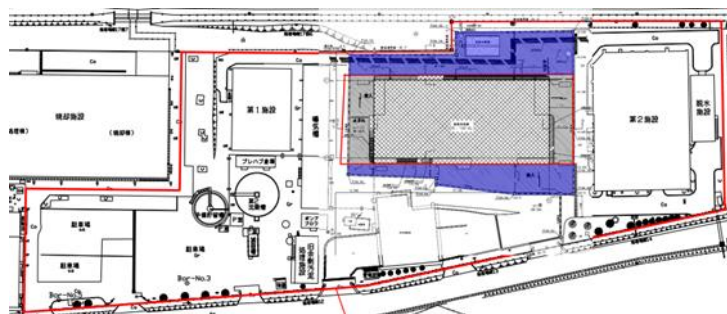
| 番号 | 質問箇所   |                      | 質問内容   | 回答  |
|----|--------|----------------------|--|---|
| 5  | (ページ)  | 28                   | 入札説明書に関する質問に対する回答書の番号 14 では、設計仕様書として添付可<br>のご回答をいただきましたが、様式集に関する質問に対する回答書の番号 11 では<br>「設計仕様書とは別に提出してください。」とのご回答でした。こちらの意図は、<br>様式 6-2 の印刷分は設計仕様書として添付可能とし、Excel データは設計仕様書と<br>は別に電子データとして提出するという理解でよろしいでしょうか。  | お見込のとおりです。  |
|    | (項目番号) | 第 6 章 4. 2) (3)      |  |   |
|    | (項目名)  | 技術提案書 (様式 6-2)       |  |   |
| 6  | (ページ)  | 31                   | 入札説明書に関する質問に対する回答書の番号 22 のご回答通り、正本 1 部、副本 8<br>部の電子データを技術提案書本文については PDF、様式 6-2 については Excel デー<br>タで提出するという理解でよろしいでしょうか。  | お見込のとおりです。ただし、技<br>術提案書本文を PDF データで提出<br>する場合でも、電子データ (入札<br>説明書に定めたアプリケーション<br>ソフトによる) も提出となります。 |
|    | (項目番号) | 第 7 章 1. 4) (6)      |  |   |
|    | (項目名)  | その他技術提案書に關す<br>る共通事項 |  |   |
| 7  | (ページ)  | 33                   | 設計図書及び提案図面を綴じるファイルのサイズは A4 版としてよろしいしょう<br>か。   | お見込のとおりです。ただし、設<br>計図書及び提案図面については、<br>様式に留意して作成してくださ<br>い。  |
|    | (項目番号) | 第 7 章 3. 4.          |  |   |
|    | (項目名)  | 設計図書、提案図面            |  |   |
| 8  | (ページ)  | 36                   | 「SPC は、～火災保険に加入すること」とありますが、弊社 DBO 事業実績から見て<br>も、大規模火災の発生頻度は極めて低いにもかかわらず、事業者側が付保する火災<br>保険料は億単位の金額となることが多く、同様の DBO 案件において火災保険を付保<br>する事例は極めて少ないです。<br>通常、組合様にて加入される全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済は火災保<br>険との重複付保になり、事業費の増大につながることから、事業者側にて火災保険<br>は付保しないものとしていただけないでしょうか。 | 入札説明書に関する質問に対する<br>回答書【1 回目】を参照してくだ<br>さい。  |
|    | (項目番号) | 第 9 章 2. 2)          |  |   |
|    | (項目名)  | 運營業務期間中の保険           |  |   |

## 要求水準書【設計・建設工事編】に関する質問【2回目】に対する回答書

| 番号 | 質問箇所   |               | 質問内容   | 回答  |
|----|--------|---------------|--|---|
| 1  | (ページ)  | 3             | 要求水準書【設計・建設工事編】に関する質問に対する回答書の番号1にて、「新し尿処理施設の工事範囲においても外構等を再整備する場合は本工事の範囲に含みます。なお、詳細については、本組合と協議により定めます。」とご回答いただいておりますが、本工事に関する新し尿処理施設の工事範囲については、工事費及び維持管理費の算定に関わりますので、外構等の再整備内容をご教示いただけますでしょうか。   | 外構等の再整備内容については、埋設物解体撤去等に伴う外構等の復旧や本事業で整備する駐車場の排水設備の共用等を想定しています。            |
|    | (項目番号) | 第1章第1節7.      |  |   |
|    | (項目名)  | 敷地面積等         |  |   |
| 2  | (ページ)  | 6             | 住民の直接搬入車両は不燃性粗大ごみと資源物を本施設で荷下ろししないと考えるとよろしいでしょうか。   | お見込のとおりです。  |
|    | (項目番号) | 第1章第2節6.      |  |   |
|    | (項目名)  | 搬入車両          |  |   |
| 3  | (ページ)  | 9             | 要求水準書【設計・建設工事編】に関する質問に対する回答書の番号11にて、騒音、振動、悪臭測定を行う敷地境界線について「本組合の敷地境界線の詳細については、本組合との協議により定めます。」と回答いただきましたが、境界が確定していないと設計が困難となりますので、ご教示いただけますでしょうか。   | 騒音、振動、悪臭測定を行う敷地境界線は、環境影響評価において実施した現地調査地点を想定していますが、詳細は本組合との協議により定めるものとします。 |
|    | (項目番号) | 第1章第3節        |  |   |
|    | (項目名)  | 公害防止基準        |  |   |
| 4  | (ページ)  | 20            | 「設計、施工及び材質並びに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等は、建設事業者の負担において速やかに補修、更新又は改善等を行うこと。」と記載がありますが、その次の文章にて「また、本施設は性能発注（設計施工契約）という発注方法を採用しているため、建設事業者は施工における契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という）に加えて、設計の契約不適合についても責任を負う。」と記載があります。こちらの認識は前文で契約不適合の事象を例示としてあげ、次の文章で、建設事業者は、施工だけではなく設計の契約不適合についても責任を負うものと言い換えていると理解してよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。  |
|    | (項目番号) | 第1章第8節        |  |   |
|    | (項目名)  | 契約の内容に適合しないもの |  |   |

| 番号 | 質問箇所   |             | 質問内容   | 回答   |
|----|--------|-------------|--|--|
| 5  | (ページ)  | 122         | 既設のごみ焼却施設の出入口には門扉を設置していない箇所もありますが、新ごみ焼却施設・前面道路（市道）の出入口に門扉の設置は必要と考えてよろしいでしょうか。  | お見込のとおりです。   |
|    | (項目番号) | 第9章第3節2.6)  |  |  |
|    | (項目名)  | 門・囲障工事      |  |  |
| 6  | (ページ)  | 124         | 実施方針時の要求水準書（案）【設計・建設工事編】の質問番号84にて、「洗車台数は100台程度（1日当たり）」とあります。排水クローズド化を達成する施設設計の要求水準にかかわりますので、1週間の延べ台数、1台当たりの平均の洗車時間と平均水量をご教示ください。また、上記が不明の場合、1週間当たりの洗車台数は500台として計画してもよろしいでしょうか。                               | 可とします。   |
|    | (項目番号) | 第9章第4節1.    |  |  |
|    | (項目名)  | 洗車水量        |  |  |
| 7  | (ページ)  | 128         | 要求水準書【設計・建設編】に関する質問に対する回答書の番号38にて、「稼働継続する既設焼却施設等への給電用配電線は本工事範囲外との理解でよろしいでしょうか」の回答で「お見込みのとおりです。」とご回答いただきましたが、要求水準書【設計・建設編】添付資料17では、既設焼却施設の架空配線および埋設配管が建設工事範囲内にあります。番号38の回答のとおり、組合様にて盛替えしていただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | 既設焼却施設等への給電用配電線は本組合が盛替えを予定しておりますので、工事範囲内の既設焼却施設の架空配線及び埋設配管は撤去してください。 |
|    | (項目番号) | 第10章第1節2    |  |  |
|    | (項目名)  | 工事範囲概要      |  |  |
| 8  | (ページ)  | 128         | 既設し尿処理施設内の一般備品（椅子、机、テーブル、棚等）の処理責任者は建築物所有者となり、事業者にて産業廃棄物処理を行うことが出来兼ねます。既設し尿処理施設解体前にそれらの一般備品は発注者にて撤去されるものとの理解でよろしいでしょうか。   | お見込のとおりです。   |
|    | (項目番号) | 第10章第1節4.1) |  |  |
|    | (項目名)  | 撤去範囲図       |  |  |
| 9  | (ページ)  | 130         | 要求水準書【設計・建設工事編】に関する質問に対する回答書の番号40にて、「また、新し尿処理施設については埋設配管等の位置が確定していませんので、確定次第追記いたします。」とご回答いただきましたが、新し尿処理施設の埋設配管等（電気・通信・上水・下水・雨水・ガス配管等）が確定していましたら追加図面をご提示いただけますでしょうか。  | 添付資料18を追記します。  |
|    | (項目番号) | 第10章第4節     |  |  |
|    | (項目名)  | 施工前調査       |  |  |

| 番号 | 質問箇所   |                     | 質問内容  | 回答  |
|----|--------|---------------------|---|---|
| 10 | (ページ)  | 添付資料⑨               | 要求水準書【設計・建設編】に関する質問に対する回答書の番号 50 にて、新ごみ焼却施設整備・運営事業建設工事範囲側に設置される可動式のフェンスおよび同番号 51 にあります外構の図面をご提示いただけますでしょうか。(新し尿処理施設との境界上および外構計画をするため) | 【質問 9】を参照してください。<br>なお、可動式フェンスは、必要に応じて移動することが可能なため、記載しておりません。 |
|    | (項目番号) |                     |   |   |
|    | (項目名)  | 新し尿処理施設配置図<br>(平面図) |   |   |
| 11 | (ページ)  | 添付資料⑩               | 要求水準書【設計・建設工事編】に関する質問に対する回答書の番号 52 にて「⑩脱水利施設西側にある井水タンクは残置」とありますが、これを植栽の散水等に利用してもよろしいでしょうか。  | 井水タンクは本組合が所有しておりませんので、不可とします。                                 |
|    | (項目番号) |                     |   |   |
|    | (項目名)  | 撤去範囲図               |   |   |
| 12 | (ページ)  | 添付資料⑩               | 添付資料⑩撤去範囲図において、新し尿処理施設西側の構内道路下には埋設配管があり、それを撤去するために整備範囲となっていると認識しておりますが、新し尿処理施設東側の構内道路が撤去・外構整備範囲となっている理由をご教示いただけますでしょうか。               | 【質問 1】を参照してください。  |
|    | (項目番号) | 事業用地                |   |   |
|    | (項目名)  | 外構・解体工事範囲           |   |   |



## 基本協定書（案）に関する質問【2回目】に対する回答書

| 番号 | 質問箇所   |        | 質問内容   | 回答  |
|----|--------|--------|--|---|
| 1  | (ページ)  | 4      | <p>「企業グループは、構成企業又は協力企業のいずれかが前条第3項各号のいずれかに該当するとき」と記載がありますが、本条項においても前条第3項に記載があります（但し、第1号ないし第5号については本事業に関して該当した場合に限る。）との理解でよろしいでしょうか。また、第13号も同様に本事業に関して該当した場合に限るとの理解でよろしいでしょうか。</p> | <p>前第5条は「基本協定の解除、事業契約の締結可否」、第6条は「違約金の支払い（予定）」を定めた条文であり、それぞれの条文の目的が異なるため、第6条は記述通り、第1号から第13号全てが該当します。</p> |
|    | (項目番号) | 第6条第1項 |  |   |
|    | (項目名)  | 賠償額の予定 |  |   |

## 基本契約書（案）に関する質問【2回目】に対する回答書

| 番号 | 質問箇所   |               | 質問内容  | 回答         |
|----|--------|---------------|---|------------|
| 1  | (ページ)  | 3             | <p>基本契約書（案）に関する質問に対する回答書の番号2にて「企業グループ」は、単に構成企業及び協力企業の集合体に過ぎませんが、法人格を有するSPC設立後には、本施設の運営業務に係わる契約権限を「企業グループ」よりSPCに移すことを明確化する条文です。」とご回答をいただきました。</p> <p>「契約権限」を移す趣旨ということであるため、入札説明書11ページの第4章1.5)にて落札者は、本事業に係る基本協定締結後、事業契約の仮契約締結までに本業務の遂行を目的とするSPCを設立する。と記載がありますので、貴組合と運営業務委託契約を直接締結するのはSPCのみであり、SPCの設立前に、企業グループの各社が、貴組合と運営業務委託契約を直接締結することは想定されていないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>上記で示した理解が誤っている場合、貴組合と運営業務委託契約を直接締結するのは、企業グループのうち、運営業務に関係する構成企業及び協力企業のみで、運営業務委託契約に関係しない協力企業は貴組合と運営業務委託契約を締結する必要はないという理解でよろしいでしょうか。</p> | お見込のとおりです。 |
|    | (項目番号) | 第11条第1項       |   |            |
|    | (項目名)  | 運営業務委託契約の地位譲渡 |   |            |

## 建設工事請負契約書（案）に関する質問【2回目】に対する回答書

| 番号 | 質問箇所   |                    | 質問内容  | 回答         |
|----|--------|--------------------|---|------------|
| 1  | (ページ)  | 3                  | <p>(1) 契約保証金を納付した場合の返金時期は、完成検査に合格し工事目的物の引き渡し<br/>が完了した時点と理解してよろしいでしょうか。</p> <p>また、(2)、(3)及び(4)の保証を付した場合の保証書の返却時期についても(1)<br/>の場合と同様に引き渡しが完了した時点と理解してよろしいでしょうか。</p>                  | お見込のとおりです。 |
|    | (項目番号) | 第5条第1項             |   |            |
|    | (項目名)  | 契約の保証              |   |            |
| 2  | (ページ)  | 7                  | <p>要求水準書等事前に提示された条件に基づき、受注者が社会通念上合理的な範囲で<br/>適切に事前調査を行ったにも関わらず、本工事等を妨げる予期せぬ障害が判明した<br/>場合は、それに起因する追加費用及び損害の負担については、発注者と受注者が協<br/>議し、その負担先を決定するものと理解してよろしいでしょうか。</p>                 | お見込のとおりです。 |
|    | (項目番号) | 第14条第2項、第3項        |   |            |
|    | (項目名)  | 事前調査               |   |            |
| 3  | (ページ)  | 19                 | <p>「本工事等の完成を確認するための検査（以下「完成検査」という。）」とありま<br/>すが、一方で要求水準書【設計・建設編】P27 第一章第12節正式渡しの記載では、<br/>建設工事請負契約書に規定する「竣工検査」とあります。これは要求水準書の記載<br/>の竣工検査を契約書記載の完成検査と読み替えるものと考えてよろしいでしょ<br/>うか。</p> | お見込のとおりです。 |
|    | (項目番号) | 第44条第1項            |   |            |
|    | (項目名)  | 完成の通知、検査及び引<br>き渡し |   |            |



## 運營業務委託契約書（案）に関する質問【2回目】に対する回答書

| 番号 | 質問箇所   |                               | 質問内容  | 回答  |
|----|--------|-------------------------------|---|---|
| 1  | (ページ)  | 3                             | <p>「受注者は、本業務に関する周辺住民からの苦情等に対応し、その解決を図るものとする。～住民の信頼、理解及び協力を得るよう努力するものとする。」とありますが、要求水準書【運營業務編】の添付資料①作業及び経費分担表における議会・住民対応は組合様であり、事業者は資料の作成支援等となっています。住民対応は本業務の発注者である組合様とし、事業者は対応に協力することと理解してよろしいでしょうか。</p> | <p>近隣地域対応に係る組合と受注者との具体的な業務分担は、入札説明書（本文）8～9頁「業務範囲」及び「添付資料3 リスク分担表」に基づく本条本項によるものと理解してください。</p>        |
|    | (項目番号) | 第5条第5項                        |   |   |
|    | (項目名)  | 業務遂行                          |   |   |
| 2  | (ページ)  | 13、14                         | <p>不可抗力により生じた費用について、第55条に従うとされていますが、第55条は受注者に生じた追加費用又は損害の分担を規定している（第55条第5項および別紙4第3項）ことを考慮すると、不可抗力により生じた費用のうち受注者が負担する範囲に、第40条第3項に記載のある「発注者が代替委託を委託することによって生じる追加費用、～排除作業に係る追加費用」は含まれないと理解してよろしいでしょうか。</p> | <p>第55条は「不可抗力により生じたすべての追加費用又は損害」に対する組合と受注者との分担について規定する条文であるため、第40条第3項に定める「追加費用」もその分担の対象と考えています。</p> |
|    | (項目番号) | 第40条第3項<br>第42条第4項<br>第43条第3項 |   |   |
|    | (項目名)  | 性能未達期間中に生じる費用の負担、臨機の措置、搬入管理   |   |   |

## 様式集に関する質問【2回目】に対する回答書

| 番号 | 質問箇所   |                 | 質問内容   | 回答   |
|----|--------|-----------------|--|--|
| 1  | (ページ)  |                 | 本技術提案書においては、実施方針書に関する質問番号1でご回答いただきました通り、貴組合が添付資料②現況平面図において示した新ごみ焼却施設整備・運営事業建設工事範囲内についての提案が評価されるという理解でよろしいでしょうか。  | お見込のとおりです。   |
|    | (項目番号) | 4.3)            |  |  |
|    | (項目名)  | 技術提案書           |  |  |
| 2  | (ページ)  | 様式4-7           | 様式4-7は組合様からの委託料の内訳を記載する様式であり、固定費1~3+変動費の合計を様式4-15の【損益計算書】内におけるI. 営業収益の合計と一致させると理解してよろしいでしょうか。また、その場合、SPCの収益は様式4-7のうち、「固定費1 その他固定費」の欄に計上すればよろしいでしょうか。                                     | お見込のとおりです。なお、「SPCの収益」は、毎年度固定額を想定する場合は、「固定費1若しくは固定費2」の「その他」に計上し、変動を想定する場合「変動費の提案単価」に計上してください。 |
|    | (項目番号) | —               |  |  |
|    | (項目名)  | 運営費(15年間)       |  |  |
| 3  | (ページ)  | 様式4-7           | 「直接経費」の項目は様式中の固定費1~3及び変動費を合計した運営費合計であり、様式4-3の入札価格内訳書(運営業務に係る対価)と一致させるものとして記載してよろしいでしょうか。また、税抜きとしてよろしいでしょうか。  | お見込のとおりです。   |
|    | (項目番号) | —               |  |  |
|    | (項目名)  | 運営費(15年間)       |  |  |
| 4  | (ページ)  | 様式4-7<br>様式4-12 | 様式4-12「運営費明細書(変動費に関する提案単価)」における「提案単価(円/t)」に、当該年度の搬入量を乗じた金額を様式4-7の「変動費」の欄に記載すると理解してよろしいでしょうか。<br>また、様式4-7において変動費の算定根拠を明確にするため、要求水準書【運営業務編】の4頁に指定されている計画処理量(各年度および合計)を行として追加していただけますでしょうか。 | お見込のとおりです。なお、様式4-7の改訂版を公表します。  |
|    | (項目番号) | —               |  |  |
|    | (項目名)  | 運営費(15年間)       |  |  |
| 5  | (ページ)  | 様式4-11          | 「直接経費」の項目は、様式中の「点検費・検査費・整備費」、「補修費・更新費等」及び「その他」の合計を記載してよろしいでしょうか。また、税抜きとしてよろしいでしょうか。  | お見込のとおりです。   |
|    | (項目番号) | —               |  |  |
|    | (項目名)  | 運営費明細書(固定費3)    |  |  |

| 番号 | 質問箇所   |        | 質問内容   | 回答         |
|----|--------|--------|--|------------|
| 6  | (ページ)  | 様式8-2  | <p>本施設におけるパッカー車や直接搬入車両の動線については、有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）（以下、先行事業という）と本施設の耐用年数（更新周期）はそれぞれ異なるため、独立・完結した計画とすることが求められるという理解でよろしいでしょうか。また、動線・施設配置計画における先行事業との連携については、その計画上必須となる先行事業に関する設計情報を有していない企業グループは提案が困難であるため、先行事業との連携を前提とした本施設に関する提案は評価されないとの理解でよろしいでしょうか。</p> | お見込のとおりです。 |
|    | (項目番号) |        |  |            |
|    | (項目名)  | 配置動線計画 |  |            |